

遺伝子組換え食品等の安全性評価基準案の策定についての意見

2003年10月21日

107-0052 東京都港区赤坂 1-9-13

社団法人 農林水産先端技術産業振興センター

理事長 畑中 孝晴

電話：03-3586-8644

記

遺伝子組換え食品等の安全性評価基準案の策定について、以下の意見を提出致しますので、宜しくご検討下さいますようお願い申し上げます。

1 .遺伝子組換え食品等の安全性評価基準案は科学的な根拠に基づいたものであること。また、国際的にも認められるものであること。

2 .基準策定によって組換え農作物等の開発・利用を不適切に阻害することがないように配慮すべきこと。

3 .従来の「組換え DNA 技術応用食品・添加物の安全性審査基準」(平成12年厚生省局長通知)に準拠すべきこと。

同審査基準は、WHO/FAO や OECD の専門家会議の提言にも合致しており、科学的信頼性が高く、国際的にも整合性があるものと理解される。なお、これまでに同基準に基づいて安全性が確認された遺伝子組換え食品等について、安全性に関する問題は一切生じていないことを想起すべきである。

4 .CODEX 食品企画委員会バイオテクノロジー応用食品特別部会が策定した遺伝子組換え食品等の安全性評価のための提言やガイドライン(2003年7月CODEX総会にて採択)との整合性をはかること。

5 .既に安全性が確認されている組換え体同士の掛け合わせによって得られた品種については、「代謝経路が相互に影響しあわないかぎり、特に問題とはならない」(平成13年2月2日、厚生労働省薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品衛生バイオテクノロジー部会組換えDNA技術応用食品安全評価調査会)との結論に即した審査が望まれること。

6 . 遺伝子組換え食品等の安全性審査は本年7月以降停止しており、早期に個別審査を再開できるようにすること。

なお、安全性評価基準案の策定後に、あらためて意見募集を予定して居られると聞いておりますので、詳細につきましては、その際に検討させて頂きたいと存じます。

以 上